



JASDAQ

平成 29 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 イメージ ワン
代表者名 代表取締役社長 高田 康廣
(JASDAQ・コード 2667)
問合せ先 取締役管理部長 鵜飼 良一
(TEL. 03-6233-3410)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。また、連結子会社である株式会社イメージワン ゼロット設立により当社の事業目的を追加するため、平成 29 年 12 月 20 日開催予定の第 34 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社への移行を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成 29 年 12 月 20 日開催予定の第 34 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行なうものであります。また、定款の定めにより業務執行を行なわない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、当該規定を新設するものであります。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

② 自由診療医科分野の予約・検索サイト運営等を行う連結子会社である株式会社イメージワン ゼロットを設立したことに伴い、同社の主要な事業目的を、当社の事業目的に追加するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 12 月 20 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 12 月 20 日 (水)

以 上

(別紙)

定款変更の内容は次の通りであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) 第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成 2 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸および技術支援 3 電子計測機器の輸出入、販売および技術支援 4 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事 5 基本測量、公共測量およびその他の測量業務 (新 設) 6 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務 第3条 (条文省略) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 第5条～第16条 (条文省略) 第17条 (取締役の員数) 当社の取締役は、7名以内とする。 (新 設) 第18条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2～3 (条文省略) (新 設) 第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設) 第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第1条 (現行どおり) 第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成 2 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸および技術支援 3 電子計測機器の輸出入、販売および技術支援 4 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事 5 基本測量、公共測量およびその他の測量業務 6 <u>インターネットポータルサイトの企画・運営</u> 7 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務 第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> (削 除) 3 会計監査人 第5条～第16条 (現行どおり) 第17条 (取締役の員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> 第18条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2～3 (現行どおり) 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 第19条 (取締役の任期) 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第24条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (取締役の責任免除) 当会社は、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (監査役の数) 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第29条 (監査役の選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (取締役の責任免除) 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条 (監査等委員会の権限) <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>第30条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第30条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>第31条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>第33条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条（監査役の責任免除）</u> <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	
<p>第38条～第44条（条文省略）</p>	第32条～第38条（現行どおり）

以上